

座間市空き家等対策計画（案）に関する意見公募（パブリックコメント）実施結果

募集期間：令和5年2月1日～令和5年3月2日

提出者：2人

意見数：12件

No.	意見	市の考え方
1	売却・賃貸ともに考えている所有者がおられるので、市の補助金＋購入・賃貸金額で適正な価格での売買・賃貸物件とする。	いただいた御意見は、座間市空き家等対策計画「基本方針3 空き家等の利活用」に関する御提言として参考にさせていただきます。
2	座間市近郊には企業・大学もあるので、シェアハウス運営、介護施設（グループホーム等）、DV保護のシェルター、市営住宅、ワンエイドさんが手掛けている居住困難者への部屋紹介の提携住宅にしてはいかがなものでしょうか。	いただいた御意見は、座間市空き家等対策計画「基本方針3 空き家等の利活用」に関する御提言として参考にさせていただきます。
3	住人がいなくなったことをどうやって把握するか。	空き家等の適切な管理は、第一義的に所有者等の責務です。所有者等からの相談等に加え、市民・自治会等からの通報・情報提供、担当各課への確認によって把握します。
4	住人が死亡で不在となった家の相続人をどうやって把握するか。	担当各課及び法務局に確認し把握します。
5	空き家になって放置されているか否かをどうやって把握するか。	上記No3回答と同様です。
6	空き家状態の放置が得にならず、不利になる環境をつくる。	「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき対応します。
7	放置空き家の是正勧告・強制執行を行いやすい環境をつくる。	「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき対応します。

8	固定資産税台帳と住民台帳をシステムチェックして、死亡者の固定資産名義の3年以内の相続手続き完了を目指す。(相続人がどこにいるかわからない状態をなくす)	令和6年4月1日より、不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。本市においても法に則り対応します。
9	住人不在が発生から3年経過し、長期不在が確認された空き家の固定資産税を更地と同様にし、5年経過後も空き家である場合の固定資産税は更地の2倍に設定する。	空き家所有者本人が、責任を自覚し対応していただく必要があります、その方法も研究し啓発してまいります。 いただいた御意見は、座間市空き家等対策計画内「基本方針2 空き家等の適正管理」に関する御提言として参考にさせていただきます。
10	放置空き家で住居として適さない状態であり、近隣に危険・迷惑をかけると判断される場合は強制撤去を容易に行えるようにする。	「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき対応します。
11	放置空き家で相続人不明で10年以上経過した家及び土地は市が没収する。	現在のところ、市ではこのような状態の土地・家屋に対する没収権限を有していません。本計画や条例、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき対応してまいります。
12	市は空き家対策を本気で検討する考えがあるならば、具体案の3) 4) は市条例でできると考えます。「空き家が無くなればいいな」程度の施策は願望であり、やらない方が良くと思います。	具体案3) 4) については、既に対応を行っています。座間市空き家等対策計画の策定により、より実効性のある対応を目指します。